指定更新申請における届出方法等の変更について

指定更新申請について、4月1日以降にご提出いただくものから、下記のとおり届出方法等を変更します。

提出書類の省略について

① 必ず提出が必要なもの

・指定更新申請書　・付表（指定に係る記載事項）
・経歴書（※様式変更）　・誓約書　等

② これまでに届け出ている内容から変更がない場合、省略できるもの

・登記事項証明書の謄本等　・平面図・写真・位置図　・運営規程
・苦情解決措置の概要　・勤務体制・形態一覧表　・設備・備品等一覧表
・職員一覧表　・賃貸借契約書又は土地・建物の登記簿　・損害賠償保険契約書
・消防用設備等検査済証　・協力医療機関との契約書　等

※省略する書類がある場合、申告書の提出が必要

③ 提出を省略するもの

・雇用証明書　・実務経験証明書　・研修の修了証

・②において提出を省略する書類がある場合は、申告書を提出してください。
・省略した書類は、必要に応じ別途提出を求める場合がありますので、事業所において適切に保管してください。
・本取扱いに伴い、経歴書の様式の内容を変更します。
・申告書、経歴書及びチェック表は下記ホームページからダウンロードしてお使いください。
・詳細はサービス種別ごとの提出書類チェック表をご確認ください。

【札幌市ホームページ　事業者指定　－　更新申請】
https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/7_shiteikoushin.html

届出方法の変更について

・指定更新申請はスマート申請により受け付けます。下記ホームページからスマート申請にログインし、必要事項を入力の上、提出資料をアップロードしてください。
・紙による提出は受け付けませんのでご注意ください。
・アップロードできるファイル形式は PDF です。事業所の写真などの画像データは JPEG も可とします。

【スマート申請　質問票】
https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door